

# 修繕費？ それとも資本的支出？

20 万円未満の修理・改良等について「修繕費」として処理していますか？  
 20 万円以上 30 万円未満の修理・改良等は、正しく処理されていますか？  
 資本的支出は原則、設備投資減税の対象になりませんがよいですか？

## 20 万円未満の修理・改良等の留意点

「修繕費」と「資本的支出」の判定は、下記図表のとおりです。

このとき、10 万円以上 20 万円未満の修理・改良等があった場合には、新規資産の取得の場合と取扱いが異なるため、注意が必要です。

区 分	取扱い
新規資産の取得 (右のうちいずれか)	資産計上 一括償却資産 30 万円未満の少額減価償却 資産の損金算入の特例
固定資産に対する 修理・改良等	20 万円未満は「修繕費」

## 30 万円未満の修理・改良等の留意点

資本的支出は、原則、30 万円未満の少額減価償却資産の損金算入の特例の対象となりません( )。

20 万円以上 30 万円未満の修理・改良等については、下記図表のとおり判定して正しく処理をする必要がありますので、ご注意ください。

## 設備投資減税と資本的支出

中小企業投資促進税制などの設備投資減税では、原則、資本的支出は制度の対象に含まれません( )。これは、設備の新陳代謝を促すことで経済を活性化することを目的としており、既存設備の価値を高める資本的支出はなじまないためです。

( ) ソフトウェアの改良費用で一定のものなど、対象となる場合があります。

【図表】修繕費と資本的支出の判定表

	支出した金額	修理・改良の周期	実質判定の可否	形式基準による判定	支出額の按分計算による区分	判定		
一の計画に基づく一の固定資産について行う修理・改良	20 万円未満						修繕費	
	20 万円以上	おおむね 3 年以内	実質判定で修繕費			上記以外		
		上記以外	被災資産以外の区分不明部分に係る支出	上記以外	支出額が 60 万円未満または前期末取得価額のおおむね 10% 以下			【継続適用】支出額の 30% と前期末取得価額の 10% とのいずれか少ない金額
					上記以外の金額			
					上記以外の金額			
	被災資産の区分不明部分に係る支出			上記以外の金額	資本的支出			
	実質判定で資本的支出							

[出典] 週刊税務通信 2014 年 6 月 9 日 (No. 3314) 掲載図を参考に作成

